

自治体間連携を活用した環境政策等の推進に関する方針

1 目的

この方針は、世田谷区と自然エネルギー活用を通じた連携など環境政策に関する協定を締結した自治体（以下「連携自治体」という。）の有する自然資本を活用し、区民による様々な体験事業や交流活動を行うことで、自然環境への愛着を深め、環境保全への意識醸成に繋げることを目的とする。

2 取組方針

（1）環境教育

区民が、連携自治体の森林、水源、里山等の自然資本を体験し、森や生物多様性保全の重要性を学ぶ機会を創出する。また、連携自治体が取り組む再生可能エネルギーへの理解を深め、家庭部門の二酸化炭素排出量削減への行動変容を促す。

（2）地場産木材の有効利用

世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、公共建築物等へ国産木材を利用する際は、連携自治体の地場産木材を優先的に利用することで連携自治体の森林保全に寄与する。ただし、必要とする木材の品質条件等に適合しない場合や、供給経路の確保が困難な場合等はこの限りでない。

なお、地場産木材を利用する際は、可能な限り利用者の認識しやすい箇所に産地及び樹種等を表示し、木材利用の促進に関する意識啓発を行うものとする。

（3）市民交流の発展、深化

上記の取組みを複合的に行うことで、連携自治体との市民交流の契機を創出し、区民主体の交流活動が発展、深化するよう努める。

（4）その他

上記の取組みの財源として、森林環境譲与税の充当を優先的に検討する。

附則

この方針は、令和8年1月20日より施行する。